

江東区国民保護協議会 会議概要

会議名	第2回江東区国民保護協議会																																																							
開催日時	平成18年9月8日(金)	時間	14時00分から14時44分																																																					
開催場所	江東区防災センター4階 第41.42会議室																																																							
会議公開	○公開 部分公開 非公開	傍聴者	なし																																																					
出席者	<p>【会長】 室橋 昭</p> <p>【委員】 51名中 出席49名</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">□ 岩田 美幸(代)</td> <td style="width: 25%;">□ 山崎 希岳(代)</td> <td style="width: 25%;">□ 野村 俊夫</td> <td style="width: 25%;">□ 小林 俊春</td> </tr> <tr> <td>□ 鶴崎 洋二</td> <td>□ 増茂 洋之進</td> <td>□ 岡部 正道</td> <td>□ 小森 弘雅</td> </tr> <tr> <td>□ 杉谷 史美</td> <td>□ 木村 勉</td> <td>□ 下町 強(代)</td> <td>□ 佐竹 敏子</td> </tr> <tr> <td>□ 古川 俊明</td> <td>□ 石橋 久史</td> <td>□ 山本 浩</td> <td>□ 板津 道也</td> </tr> <tr> <td>□ 森田 秀樹</td> <td>□ 秋山 邦彦</td> <td>□ 作田 龍昭</td> <td>□ 川名 省三</td> </tr> <tr> <td>□ 渡辺 滋</td> <td>□ 花水 新</td> <td>□ 中津川 政廣</td> <td>□ 斎藤 久也</td> </tr> <tr> <td>□ 内田 和隆</td> <td>□ 高橋 智章(代)</td> <td>□ 荒内 隆(代)</td> <td>□ 新島 恒雄</td> </tr> <tr> <td>□ 東郷 展</td> <td>□ 海藤 芳和</td> <td>□ 二宮 節夫</td> <td>□ 武田 茂治</td> </tr> <tr> <td>□ 野口 恒男(代)</td> <td>□ 板倉 稔</td> <td>□ 石井 重信(代)</td> <td>□ 清水 芳子</td> </tr> <tr> <td>□ 新保 明</td> <td>□ 高橋 三喜男</td> <td>□ 斎藤 雄一</td> <td>□ 浅野 美智子</td> </tr> <tr> <td>□ 安藤 薫(代)</td> <td>□ 宮戸 孝</td> <td>□ 江森 東</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 長濱 海造(代)</td> <td>□ 鳥海 武</td> <td>□ 斎藤 正人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 風岡 俊久(代)</td> <td>□ 合田 進</td> <td>□ 加藤 光嚴</td> <td></td> </tr> </table>				□ 岩田 美幸(代)	□ 山崎 希岳(代)	□ 野村 俊夫	□ 小林 俊春	□ 鶴崎 洋二	□ 増茂 洋之進	□ 岡部 正道	□ 小森 弘雅	□ 杉谷 史美	□ 木村 勉	□ 下町 強(代)	□ 佐竹 敏子	□ 古川 俊明	□ 石橋 久史	□ 山本 浩	□ 板津 道也	□ 森田 秀樹	□ 秋山 邦彦	□ 作田 龍昭	□ 川名 省三	□ 渡辺 滋	□ 花水 新	□ 中津川 政廣	□ 斎藤 久也	□ 内田 和隆	□ 高橋 智章(代)	□ 荒内 隆(代)	□ 新島 恒雄	□ 東郷 展	□ 海藤 芳和	□ 二宮 節夫	□ 武田 茂治	□ 野口 恒男(代)	□ 板倉 稔	□ 石井 重信(代)	□ 清水 芳子	□ 新保 明	□ 高橋 三喜男	□ 斎藤 雄一	□ 浅野 美智子	□ 安藤 薫(代)	□ 宮戸 孝	□ 江森 東		□ 長濱 海造(代)	□ 鳥海 武	□ 斎藤 正人		□ 風岡 俊久(代)	□ 合田 進	□ 加藤 光嚴	
□ 岩田 美幸(代)	□ 山崎 希岳(代)	□ 野村 俊夫	□ 小林 俊春																																																					
□ 鶴崎 洋二	□ 増茂 洋之進	□ 岡部 正道	□ 小森 弘雅																																																					
□ 杉谷 史美	□ 木村 勉	□ 下町 強(代)	□ 佐竹 敏子																																																					
□ 古川 俊明	□ 石橋 久史	□ 山本 浩	□ 板津 道也																																																					
□ 森田 秀樹	□ 秋山 邦彦	□ 作田 龍昭	□ 川名 省三																																																					
□ 渡辺 滋	□ 花水 新	□ 中津川 政廣	□ 斎藤 久也																																																					
□ 内田 和隆	□ 高橋 智章(代)	□ 荒内 隆(代)	□ 新島 恒雄																																																					
□ 東郷 展	□ 海藤 芳和	□ 二宮 節夫	□ 武田 茂治																																																					
□ 野口 恒男(代)	□ 板倉 稔	□ 石井 重信(代)	□ 清水 芳子																																																					
□ 新保 明	□ 高橋 三喜男	□ 斎藤 雄一	□ 浅野 美智子																																																					
□ 安藤 薫(代)	□ 宮戸 孝	□ 江森 東																																																						
□ 長濱 海造(代)	□ 鳥海 武	□ 斎藤 正人																																																						
□ 風岡 俊久(代)	□ 合田 進	□ 加藤 光嚴																																																						
議題	江東区国民保護計画の作成について																																																							
配布資料	1-1. 江東区国民保護協議会委員の委嘱及び解嘱について 1-2. 江東区国民保護協議会委員名簿 江東区国民保護計画作成スケジュール 江東区国民保護計画(素案)																																																							
会議の概要	<p>1. 委員の委嘱・紹介</p> <p>前協議会以降の機関の人事異動に伴い、委員の委嘱及び解嘱が生じた旨、司会(区総務部長)から報告があり、委嘱状が交付(席上配布)された。</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>会長である室橋区長から、開会にあたっての挨拶があった。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 江東区国民保護計画(素案)について</p> <p>あらかじめ委員に配布されていた(8月下旬)国民保護計画素案について事務局(防災課長)が説明を行った。</p>																																																							

(2) 主な意見等

【委員】

平時に戦争を前提とした計画を作るということは、有事を意識した社会が形成される。基本的人権や言論等の問題に波及するおそれがある。本来は、戦争を起さない努力や平和憲法の理念を活かして政治や外交的な努力を、第一義的に考えることが基本。

こういう計画は作るべきではないが、法定受託事務ということでやむを得ないのであれば、以下の点を盛りこんで欲しい。

①「戦争の予防こそ国民を保護する最良の方法」だという趣旨の文言を明記すること。

②平素からの備えや予防の中で、過去の戦争の反省、教訓を国民保護の啓蒙活動として入れること。

【事務局】

ご意見として受け賜ってまいりたい。

【委員】

この計画を実施するのは大変なこと。現実的には、今の防災対策の充実を積極的に行うことで意識を高め、計画に書いてあることに一步でも近づけていくことが必要。

そのために、どのような段取り、どういう順序で行くのか。

【事務局】

国民保護も、自然災害時の対応をベースにしていく考え方であり、備蓄、体制など各機関等とも協議して充実をはかるよう対策を講じ、検討していきたい。

【委員(再)】

今までの体制をベースにやるのは当然であるが、今の体制(そのものの)を強化し、もっと積極的に取り組んでいくことが必要である。この点をどう考えるのか。

【事務局】

国民保護には、自然災害と共通の課題もあるが、情報伝達ではいろいろ代替機能を確保するとか、避難にあたっては要援護者対策とか、自主防災組織の拡大など検討すべきものがたくさんある。委員のご意見のとおり、一つ一つを高めていきたいと考えている。

【委員】

この計画が必要のない世の中にということは誰もが願っていること。

「復旧」とのところでいろいろ書かれているが、メンタル面は「医療」の中に入るとと思うが、大災害時の時には一番問題になっている。説明は無かったが、(計画の中に)入れてあるのか。

【事務局】

計画の第10章に「保健衛生」で述べている。高齢者や障害者その他特に配慮の必要な方の心身双方の健康状態に特段の配慮が必要。

2. 今後のスケジュール

事務局から、本日審議された江東区国民保護(素案)の区議会への報告を行うこと。パブリックコメントが10月23日から11月13日まで行われることが報告された。

また、11月中に関係機関との調整を行い、12月には江東区国民保護計画(案)を作成し、1月上旬に第3回国民保護協議会を開催する予定であることが報告された。

第2回 江東区国民保護協議会 次第

平成18年9月8日（金）午後2時
江東区防災センター41・42会議室

1 開 会

2 委員の任命及び紹介

3 会長（江東区長）挨拶

4 議 事

江東区国民保護計画の作成について

5 報 告

（1）今後の日程について

（2）その他

6 閉 会

資料 1-1

江東区国民保護協議会委員の委嘱及び解嘱について

敬称略

区分	役職名	新委員氏名	前委員氏名
指定地方行政機関の職員	関東地方整備局荒川下流河川事務所長	岩田 美幸 (18.7.11)	岡村 次郎 (18.7.10)
自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第一普通科連隊中隊長	杉谷 史美 (18.8.1)	小辻 統一 (18.7.31)
東京都の職員	江東治水事務所長	森田 秀樹 (18.7.16)	黒住 光浩 (18.7.15)
	東京港防災事務所長	渡辺 滋 (18.7.16)	光富 正敏 (18.7.15)
	水道局東部第一支所長	内田 和隆 (18.7.16)	松苗 昌宏 (18.7.15)
	下水道局東部第一管理事務所長	東郷 展 (18.7.16)	諸橋 伍一 (18.7.15)
	下水道局北部建設事務所長	府高 義喜 (18.7.16)	浦山 齊 (18.7.15)
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	㈱NTT 東日本－東京東 企画総務部長	下町 強 (18.9.1)	安食 年英 (18.8.31)

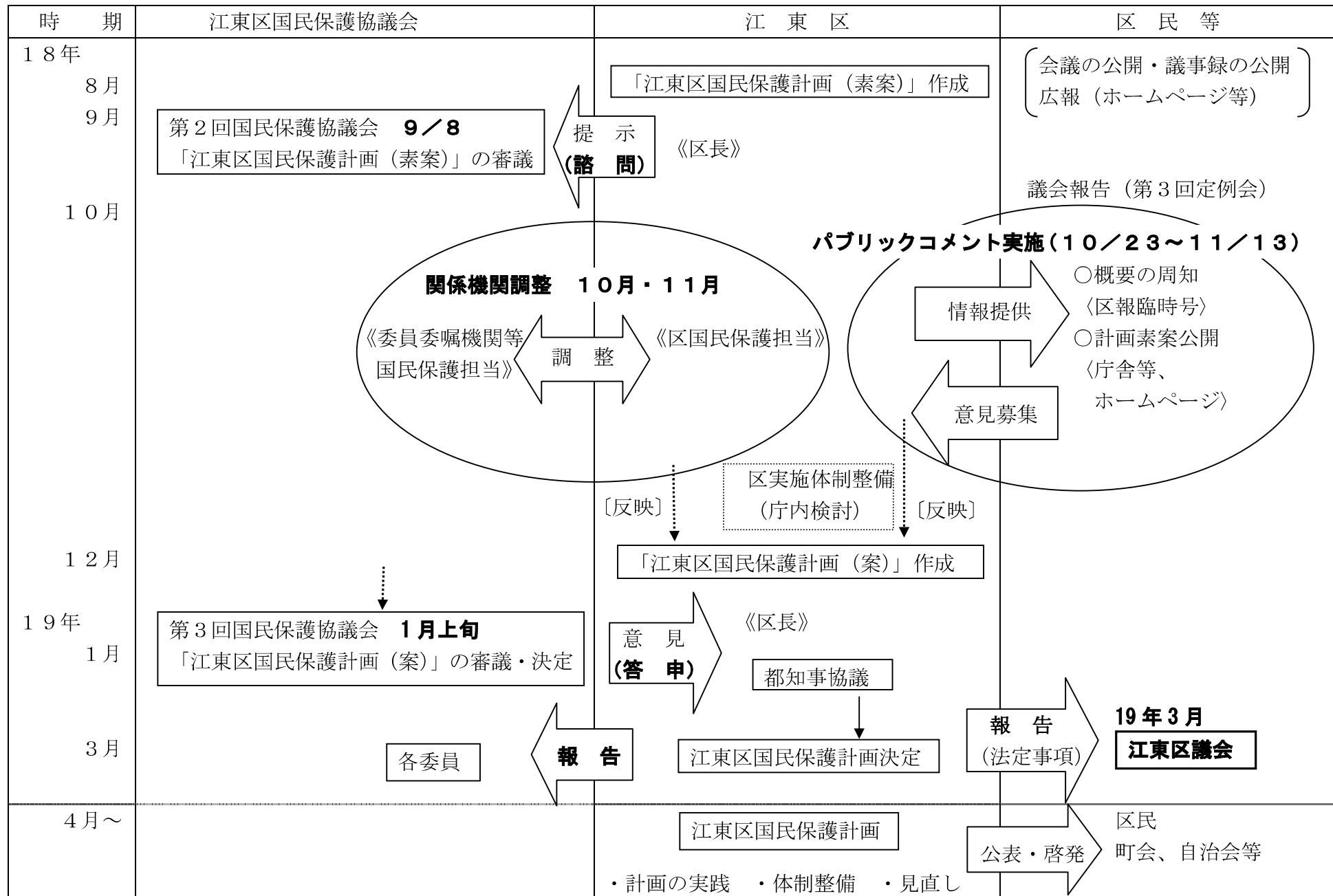
() 内は委嘱・解嘱年月日

江東区国民保護協議会委員名簿

会長 江東区長 室橋 昭 委員 51 名 18.9.8 現在

区分・根拠	職名	氏名
指定地方行政機関の職員 (第1号)	関東地方整備局荒川下流河川事務所長	岩田 美幸
	東京海上保安部次長	鶴崎 洋二
自衛隊に所属する者 (第2号)	陸上自衛隊第一普通科連隊中隊長	杉谷 史美
東京都の職員 (第3号)	第五建設事務所長	古川 俊明
	江東治水事務所長	森田 秀樹
	東京港防災事務所長	渡辺 滋
	水道局東部第一支所長	内田 和隆
	下水道局東部第一管理事務所長	東郷 展
	下水道局北部建設事務所長	府高 義喜
	交通局馬喰駅務管理所長	野口 恒男
	交通局深川自動車営業所長	新保 明
	警視庁第七方面本部長	安藤 薫
	深川警察署長	長濱 海造
	城東警察署長	風岡 俊久
	東京水上警察署長	山崎 希岳
	深川消防団長	増茂 洋之進
	城東消防団長	木村 勉
江東区の助役 (第4号)	江東区助役	石橋 久史
	江東区助役	秋山 邦彦
教育長及び区の区域を管轄する消防長 (第5号)	教育長	鈴木 重臣
	東京消防庁第七方面本部長	花水 新
	深川消防署長	高橋 智章
	城東消防署長	海藤 芳和
	収入役	板倉 稔
江東区の職員 (第6号)	総務部長	高橋 三喜男
	保健福祉部長	宍戸 孝
	環境清掃部長	鳥海 武
	都市整備部長	合田 進
	土木部長	野村 俊夫
	区議会事務局長	岡部 正道
	株NTT東日本-東京東 企画総務部長	下町 強
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (第7号)	東京電力(株)江東支社長	山本 浩
	東京ガス(株)東部支店長	作田 龍昭
	東日本旅客鉄道(株)亀戸駅長	中津川 政廣
	日本通運(株)江東支店長	荒内 隆
	首都高速道路(株)東京管理局担当部長	二宮 節夫
	東京地下鉄(株)東陽町駅務区長	石井 重信
	(社)東京トラック協会深川支部長	齊藤 雄一
	(社)東京トラック協会城東支部長	江森 東
	(社)江東区医師会会长	斎藤 正人
	(社)深川歯科医師会専務理事	加藤 光嚴
	(社)江東区城東歯科医師会会长	小林 俊春
	江東区議會議員	小森 弘雅
国民の保護のための措置に関し、知識又は経験を有する者 (第8号)	江東区議會議員	佐竹 敏子
	江東区議會議員	板津 道也
	江東区議會議員	川名 省三
	江東区議會議員	斎藤 久也
	江東区議會議員	新島 恒雄
	災害協力隊代表	武田 茂治
	防火防災組織代表	清水 芳子
	防火防災組織代表	浅野 美智子

江東区国民保護計画 作成スケジュール



江東区国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、江東区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、55人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、江東区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び江東区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置き、部に隊を置く。

- 2 部に部長を、隊に隊長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 部長及び隊長は、本部長の命を受け、部又は隊の事務を掌理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の保護本部の職員は、部長又は隊長の命を受け、部又は隊の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で

定める。

(江東区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、江東区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民保護協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、江東区国民保護協議会条例（平成18年3月江東区条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、江東区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。
- 3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（専門委員の出席）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（協議会の記録）

第4条 会長は、会議の記録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員及び専門委員の職名及び氏名
 - (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項

（協議会の公開）

第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができます。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

江東区国民保護協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 江東区国民協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻の10分前までに受付で氏名、住所を記載し、事務局の指示に従って入場して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明を行わないこと。
- (2) 会場内の飲食・喫煙はしないこと。
- (3) 会場内の写真・ビデオ撮影及び録音は行わないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

傍聴者は、係員の指示に従ってください。

傍聴者が2の規定に違反した場合は、退場していただくことがあります。
また、次回以降の傍聴をお断りすることがあります。

江東区国民保護協議会の傍聴に関する取扱いについて

平成18年7月7日 江東区国民保護協議会決定

標記の件について、必要な事項を下記のとおり定める。

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開始15分前までに会場で傍聴申込書により申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 申請者が定員を超えた場合は、次の方法により傍聴券の交付対象者を決定する。
 - ① 江東区内に住所を有する者(以下「区民」という。)が定員を超えた場合は、その中から抽選により交付対象者を決定する。
 - ② 区民が定員を超えない場合は、区民全員を交付対象者とした後、区民以外の者の中から抽選により残りの交付対象者を決定する。

2 定員

- (1) 傍聴人の定員は、原則として10名とする。
- (2) 申請者が定員を超えた場合であっても、1の(2)の規定に基づく傍聴人の決定後、会長は、議場の広さ等を勘案し、傍聴人の人数を追加することができる。この場合において追加される傍聴人の決定は、1の(2)の規定に準じて行う。

3 傍聴できない者

次の者は、会議を傍聴することができない。

- ① 酒気を帯びている者
- ② 凶器等の危険物又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ③ 会議の運営を妨害するおそれがあると認められる者

4 傍聴券の提出等

傍聴券の交付を受けた者は、議場に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、傍聴席に着かなければならない。

5 禁止行為

傍聴人は、次の行為をしてはならない。

- ① 飲食又は喫煙すること。
- ② 鉢巻き、腕章の類をするなど示威的な行動をすること。
- ③ 許可なく議場内で撮影し、又は録音すること。
- ④ その他、会議の秩序を乱し、又は会議の運営の妨害となる行為をすること。

6 傍聴人の退場

- (1) 会長は、会議の進行上必要があると認められるとき、又は傍聴人が禁止行為を犯したときは、退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。